

答 申 第 195 号
平成17年 6月16日

千葉県病院局長 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成16年7月30日付け病経管第285号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

平成16年7月1日付けで異議申立人から提起された平成16年6月17日付け病経管第180号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県病院局長（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった行政文書の不開示とした部分のうち、別表の「開示すべきと判断した情報」欄に記載した部分を開示すべきである。

実施機関のその余の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、千葉県病院局長が平成16年6月17日付け病経管第180号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の理由は、概ね次のとおりである。

実施機関が行った部分開示決定では、

- ① 年月日が全て不開示になっている。
- ② 診療経過が全て不開示になっている。
- ③ カルテが全て不開示となっている。
- ④ 性別が全て不開示となっている。

が、①、②については、同時期に知事（医療整備課）へ情報公開請求した文書では開示されており、同じ県庁内で矛盾がはなはだしい。

③については、患者のプライバシーを侵害するか、患者を特定することにつながる内容については開示すべきである。

④については、患者のプライバシーの侵害には当たらない。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、概ね次のとおりである。

1 対象となる行政文書について

本件異議申立ての対象となっている行政文書は、県立病院において発生した医療事故に係る下記の文書である。

- (1) 医療事故の報告について（平成15年12月以降）
- (2) レベル別事故件数

なお、上記文書における「医療事故」とは、診療契約に基づく医療行為を遂行する過程で発生し、かつ通常の治療経過から逸脱した事象及び当該過程

における患者の自損事故をいい、過失の有無を問わないものである。

本件文書については、県立病院で受診した患者に対する治療の過程で発生した事象をその内容としており、患者個人に係る情報を含むものであることから、不開示情報とされる個人情報に該当する部分を除いて開示を行ったものである。

2 部分開示決定の理由について

千葉県情報公開条例（以下「条例」という。）第8条第2号の該当性について

本号本文は、個人のプライバシーを最大限に保護するため定められたものであり、プライバシーに関する情報の範囲が明確になっていない状況であるため、広く個人に関する情報について、特定の個人を識別することができる情報及び特定個人は識別されないが開示することによりなお個人の権利利益を害するおそれのある情報については、開示しないこととしている。個人に関する情報とは、当該情報に含まれる氏名、生年月日等当該情報により特定個人を識別できる場合も該当するものである。

対象文書に記載された情報のうち不開示とした事項及び不開示理由は、以下のとおりである。

① カルテ番号

個々の患者ごとに採番されたものであり、特定の個人の識別につながる。

② 患者氏名

個人に関する情報であり、特定個人を識別することができる情報である。

③ 患者住所

個人に関する情報であり、特定個人を識別することができる情報である。

④ 患者生年月日

個人に関する情報であり、特定個人を識別することができる情報である。

⑤ 患者性別

これのみでは、特定の個人の識別はできないが、他の情報と組み合わせることにより特定の個人の識別につながる。

⑥ 患者年齢

これのみでは、特定の個人の識別はできないが、他の情報と組み合わせることにより特定の個人の識別につながる。

⑦ 事故発生日時

これのみでは、特定の個人の識別はできないが、他の情報と組み合わせることにより特定の個人の識別につながる。

⑧ 診療経過

患者個人に対する診療の具体的経過であり、後述するカルテと同様の取扱いとすべきものである。

⑨ 患者側の意思表示・感情等

個人の内心の意思等を含むものであり、特定の個人の識別には直接結びつかないとしても、個人の権利を害するおそれがある。

⑩ 家族への説明

特定の個人の識別には直接結びつかないとしても、個人の権利を害するおそれがある。

⑪ 警察への届出日時

これのみでは、特定の個人の識別はできないが、他の情報と組み合わせることにより特定の個人を識別することができる。

⑫ 報告年月日

これのみでは、特定の個人の識別はできないが、他の情報と組み合わせることにより特定の個人を識別することができる。

⑬ 起案年月日

これのみでは、特定の個人の識別はできないが、他の情報と組み合わせることにより特定の個人を識別することができる。

⑭ カルテ等の添付書類

カルテについては、患者の疾病、治療に係る直接の記録であり、特定の個人の識別には直接結びつかないとしても、個人の権利を害するおそれがあるものであり、その他の添付書類についても同様である。

よって、上記個人に関する情報は、条例第8条第2号に該当すると判断される。

なお、医師に対しては、刑法第134条第1項において、その業務上知り得た人の秘密を漏らしたときは、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処するとされているところであり、高度の守秘義務が課されているものである。

従って、医師の記載した「カルテ」や具体的な「診療経過」等を開示することについては、この観点からも不適當なものと判断した。

次に、「生年月日」、「性別」等については、その情報のみをもって個人の特定につながるものではないが、病院名、診療科、経過の概要等は開示していることから、特定の病院の特定の診療科に受診していた人物であることまでは特定できるものである。そこに、受診時期、性別等の情報が複合することで、ある程度の確度をもって特定の病院の特定の個人の情報であるとの認識を持つに至るおそれがあることへの配慮の必要性や、患者個人にとって、

病名が明らかにならないとしても、入・通院の事実を知られたくないという場合があること、あるいは、知られることで不利益を受けるおそれがあることにも最大限の配慮をすべきものと判断したものである。

第3 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件文書について

本件決定において、実施機関が特定した行政文書は、平成12年に千葉県において県立病院の医療事故防止等のため制定された「医療事故防止のための安全管理指針」（以下「指針」という。）に従い、医療事故が発生した県立病院から、平成15年12月以降に病院局（平成16年4月1日の組織改正前の報告にあつては、知事部局の健康福祉部県立病院課）に提出された医療事故報告書に関連する文書（以下「本件文書」という。）及び平成15年度に係る医療事故をレベル別に集計した「レベル別事故件数」の表である。

このうち、本件文書は、各県立病院から報告された医療事故の事案ごとに、これらを所管する健康福祉部又は病院局において、関係者に回議するための起案文書、各県立病院の長からの報告文、指針に基づく「医療事故報告書」及びこれに添付された医療事故の概要書等で構成されている。

実施機関は、「レベル別事故件数」の表を開示し、本件文書に記録された情報の一部を不開示とする内容の本件決定を行ったものであり、その不開示とした情報は、別表にまとめた「実施機関が不開示とした情報」のとおりである。

2 医療事故に係る報告制度について

当審査会は、本件決定の妥当性を判断するに当たり、医療事故に係る報告制度を概観したのちに、不開示条項の該当性を判断するものとする。

(1) 報告制度の現状について

本件文書は、各県立病院が指針に基づき、所管部局である病院局に報告したものであるが、病院等の医療機関一般について、医療事故に係る報告を求める法令は存在しない。

したがって、実施機関のように、医療の提供における安全性を確保し、信頼性を高めるための報告制度を病院等の設置者自らが創設している場合は格別、その他の場合には、医療事故が発生した場合でも、当該病院等における対応により処理されているものが多く、厚生労働省や県の健康福祉

部局への報告は、医療事故の重大性等から、当該病院等の判断で報告すべきとされたものについて行われている現状がある。

(2) 指針における医療事故について

指針において、医療事故とは、診療契約に基づく医療行為を遂行する過程で発生し、かつ通常の治療経過から逸脱した事象及び当該過程における患者の自損事故をいうものとされており、医療従事者が当然払うべき善良なる管理者としての注意義務に違反して発生するいわゆる医療過誤を含むものではあるが、同義ではない。

(3) 指針に基づく報告事案について

指針では、医療事故の事故レベルを0から5までの6段階に分類しており、事故による傷害が重篤で、障害が残る可能性が生じた場合である事故レベル4及び事故により死亡した場合である事故レベル5について、医療事故報告書により病院局への報告すべきものとしている。本件文書に係る事案を見分したところ、いずれも事故レベル4又は5の事案であることが確認された。

3 不開示情報の該当性について

(1) 基本的な考え方

条例第3条では、「県民の行政文書の開示を請求する権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされないよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定し、条例が原則開示を基本理念としつつも、個人に関する情報については、個人のプライバシーは最大限に保護されるべきものであることを明示している。

そして、条例第8条第2号では、原則として特定の個人を識別できる情報を不開示情報として規定したうえ、条例第9条第2項では、特定の個人を識別できる情報であっても、個人を識別できることとなる記述等を除くことによって、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、開示しなければならないと規定している。

これは、特定の個人を識別することができる情報は、通常、個人を識別できることとなる記述等の部分とその他の部分から成り立っているが、特定の個人を識別することができる部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益保護の観点から支障が生じないときは、これを開示するとするものである。

しかし、カルテに記載された情報などは、個人の生命・健康等に直接か

かわる機微にわたる情報であり、個人の人格と密接に関係するものとして保護すべき情報であることから、識別できる部分を除いたとしても、公にすれば個人の権利利益を害するおそれがあるものと解すべきである。

これらの規定の解釈に当たっては、原則開示の基本理念と個人のプライバシー保護の観点の両面からの適正な判断が求められるものである。

(2) 具体的な判断

本件文書は、いずれも医療事故の当事者である患者の氏名等が記載された事故報告書、その添付書類等であり、全体として特定の個人が識別される情報であると見ることができるが、その情報における記述等の特定個人の識別可能性の判断に当たっては、事故が発生した病院における医療関係者、患者本人及びその近親者等の特別の情報を持っている関係者ではない者が通常入手し得る他の情報と照合することにより、個人が識別できるか否かを基準として判断すべきである。

以下に、このような観点に立ち、また(1)の基本的な考え方に従い、不開示とされた情報の部分ごとに、条例第8条第2号の不開示情報該当性等について具体的に判断する。

ア 患者の氏名、住所、生年月日、年齢、性別

患者の氏名、住所及び生年月日は明らかに個人に関する情報であって、特定の個人が識別される記述であり、不開示が相当である。

また、患者の年齢についても、事故発生時点と生年月日と密接な関係にあるものであり、特定の個人が識別され得る記述と認められるので不開示が相当である。

しかし、患者の性別については、他の情報と照合することによっても、特定の個人が識別され得るものとは認められないので、開示すべき情報である。

イ カルテ番号

カルテ番号は、個々の患者ごとに付される記号及び番号であり、特定個人が識別され得る記述であると認められるので、不開示が相当である。

ウ 事故発生日時

実施機関は、事故発生日時と他の情報を組み合わせることにより、特定の個人が識別され得ると説明する。

確かに、医療事故の事案に極めて特殊性があり、かつ小規模の医療機関での事案であるなどの背景がある場合などは、事故発生日時を開示しただけで特定の個人が識別されることともなるものと考えられる。

しかしながら、本件文書に係る事案は、いずれも地域医療の中核施設としての規模を有する県立病院で、医療行為の過程で発生した医療事故の発生日時であることから、診療科など他の情報と組み合わせた場合であっても、この情報から特定の個人が識別され得るとは認められないので、開示すべき情報である。

エ 起案年月日等

実施機関は、起案用紙に記録した収受・起案・決裁年月日並びに報告文書の施行年月日、文書記号・番号、警察への届出日時、司法解剖の日時及び記者会見の日時（診療経過において病状の変化に関連して記録された日時を除く。以下「起案年月日等」という。）について、不開示としている。これは、事故発生日時が類推されることにより特定の個人の識別につながるの理由によるものと考えられるが、上記ウのとおり事故発生年月日からは、特定の個人が識別されることはないと判断されることから、これら起案年月日等から特定の個人が識別されるものとは認められないので、開示すべき情報である。

オ 医療事故関係者（医師、看護師等）の氏名及び事故調査委員会の委員氏名等

実施機関は、本件文書の一部に記載された、医師・看護師等である医療事故関係者の氏名や事故後に設置された事故調査委員会の委員である学識者の所属大学、氏名等を不開示としているが、これらはいずれも個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報である。

しかしながら、医療事故関係者については、いずれも実施機関の職員であることから、千葉県情報公開条例第8条第2号又は第3号に該当する情報について開示の特例を定める条例第2条第1号の適用により、氏名を開示すべきである。

また、事故調査委員会は、実施機関が外部専門家の委員による調査を行うために設置した機関であり、その委員は附属機関の委員等に準ずる者と認められ、その所属大学、職名、氏名については、慣行として公にされる情報であると認められるので、条例第8条第2号ただし書イの適用により開示すべき情報である。

カ 医療事故報告書又はそれに添付された文書に記載された病名・診療経過等（病状の変化に関連して記録された日時を含む。）

これらの情報は、患者の身体及び病状の変化等についての詳細な記述であって、個人の生命・健康等に直接かかわる機微にわたる情報であり、患者の氏名、生年月日等、個人が識別される部分を除いたとしても、こ

れをそのまま公にした場合には、個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるので不開示が相当である。

しかしながら、医療事故の概要（医療事故に係る医療行為・原因の記述等）にかかわる事実的な記載の部分についてまで、一切を不開示とすることは、上記(1)で検討した基本的な考え方から逸脱するものと言わざるを得ない。

また、事故の概要（医療事故に係る医療行為・原因）にかかわる事実的な記載の部分であっても、場合によっては、患者の健康状態等が推測される場合もあり得ると考えられるが、病名や診療経過の部分直接開示する場合とは異なり、事故の概要が示される程度の限定的な情報を開示したとしても、個人の権利利益を害するおそれがあるものとは認められないので、これらの情報は開示すべきである。

なお、実施機関は、本件事案のうち東金病院に係る事案について、病名等を含む一定の情報を報道機関を通じて公表していることから、この公表された範囲の情報は、条例第8条第2号ただし書イの適用により開示すべきものと認められる。

キ 医療事故報告書に記載された患者側の意思表示・感情等及びその他の情報

医療事故報告書の患者側の意思表示・感情等の欄には、患者家族等の感情や要望等が報告書の作成者によって記載されているが、これらは、医療事故の当事者となった患者の家族としての率直な感情等であり、家族からの患者への思いの強さや家族の人格等と密接に関係するものとして保護すべき情報であると考えられることから、特定の個人が識別される記述の部分を除いたとしても、これらを公にした場合には、個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

また、その他の欄の記述の部分には、患者の身体や病状の変化等を詳細に記録しているものがあり、上記カで検討したとおり、これらの情報については、個人の生命・健康等に直接かかわる機微にわたる情報であることから、事故の概要が示される程度の限定的な情報を超えて公にした場合には、個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるので、いずれの情報も不開示が相当である。

ク 医療事故報告書に添付された手術記録（詳細に転記した書面を含む。）

この手術記録は、手術を担当した医師自らがその手術経過等を詳細に記録したものと推認され、その文書としての性質から、これを公にした場合には、個人の生命、健康等に直接かかわる機微にわたる情報が明ら

かとなるため、個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるので不開示が相当である。

ケ 医療事故報告書に添付されたそれ以外の文書について

医療事故報告書には、上記で検討した文書以外にも医療事故報告までの経緯をまとめたものや、患者家族からの質疑に回答した回答文等の様々の趣旨の文書が添付されているが、これらに記録された情報についても、上記カで検討したとおりであり、患者の身体、病状の変化等、個人の生命、健康等に直接かかわる機微にわたる情報（医療事故の概要が示される程度の限定的な情報を除く。）があることから、これを公にした場合には個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるので不開示が相当である。

しかしながら、患者の病状の変化等を引用せずに記載された、各県立病院担当者等の対応や今後の方針等に係る情報については、これを公にしても個人の権利利益を害するおそれがあるものとは認められないので開示すべきである。

4 医師に課される守秘義務との関連について

実施機関は、刑法第134条第1項を引用して、医師に課される守秘義務の関連から、具体的な診療経過を開示することが不相当と判断した旨説明するので以下検討する。

同条同項は、医師等に、業務上知り得た人の秘密を漏示すること行為を刑罰の対象としているものであり、医師が職務として提出した報告書等について、提出を受けた実施機関が、条例の不開示情報に該当しないと判断した情報を開示する行為は、この開示する行為は同条同項に規定する刑罰の対象には当たらないものと判断される。

5 異議申立人の主張について

異議申立人は、自身が同時期に千葉県知事に開示請求した結果との比較を根拠に矛盾していると主張するが、当審査会は、実施機関が本件決定で不開示とした情報について、条例の基本理念や不開示条項の該当性等の検討を行い、上記のとおり適正に判断したものであり、他の実施機関が行った同種の開示決定等の態様により当審査会の判断が左右されるものではない。

6 附言

当審査会が、本件決定に係る決定内容を精査したところ、本件文書のうち、

回議のために起案文書に記録された情報と、添付された報告書等に記録された情報について、開示・不開示の取扱いに不統一な部分が散見され、中には本来、不開示が相当と判断される病状等の情報が開示されているものもあった。また、異議申立人は、他の実施機関が行った同種の開示決定等の内容との乖離を矛盾であると指摘している。

これらのことは、本件文書のような医療事故に関連する文書に記録された情報が、医療事故の当事者となった個人等にとって、極めて重要な個人情報であるとの認識が不足していたことが原因とも考えられるところである。

実施機関においては、今後の同種の開示請求に関する対応について、本答申に示した判断を参考とし、より慎重で適正な開示事務を行うべきである。

7 結 論

以上のとおり、実施機関は本件決定で不開示とした情報の部分のうち、別表の「開示すべきと判断した情報」欄に記載した情報の部分は、第8条第2号に該当しないと判断され、これを開示すべきである。

実施機関のその余の決定は妥当である。

第4 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
16. 7. 30	諮問書の受理
16. 9. 16	実施機関の理由説明書の受理
17. 1. 27	審議 実施機関から不開示理由の聴取
17. 2. 25	審議
17. 3. 24	審議
17. 5. 26	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
岩 間 昭 道	千葉大学大学院専門法務研究科長	
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
佐 野 善 房	弁護士	
福 武 公 子	弁護士	

(五十音順：平成17年5月26日現在)